

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年11月12日	
【会社名】	長瀬産業株式会社	
【英訳名】	NAGASE & CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上島 宏之	
【本店の所在の場所】	大阪市西区新町一丁目 1番17号	
【電話番号】	大阪 (06) 6535-2081	
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 6番 4号	
【電話番号】	東京 (03) 3665-3039	
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,674,761,800円
	(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、2025年11月 5日	
	(水) 現在の株式会社東京証券取引所における当社普通	
	株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	長瀬産業株式会社 東京本社 (東京都千代田区大手町二丁目 6番 4号)	
	長瀬産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号)	
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月12日付で第111期半期報告書（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2025年11月6日付で提出した有価証券届出書について、当該半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類である「2026年3月期中間期（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の連結業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

2026年3月期中間期（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月17日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年11月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月19日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月6日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年11月6日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月17日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第111期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月19日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月6日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。